

『日本アジア研究』第6号(2009年3月)

宋代の通俗類書

——『青瑣高議』の構成・内容よりみる——

大塚秀高*

『青瑣高議』の版本には、通行の誦芬室刻本以外に明万曆間刊二十卷張夢錫刻本がある。これまでの『青瑣高議』の校本作成には、この完本や張夢錫刻本より古い鈔本が使われてこなかった。この現状は改められるべきである。遼寧省図書館所蔵の不全本張夢錫刻本を著録する『中国古籍善本書目』の記載には問題がある。

通行本『青瑣高議』前後集二十巻は、当初の劉斧が編輯した『青瑣集』・『青瑣後集』にもとづき、その後再編されてなった十八巻本の系譜を引くもので、十八巻本の刊行は『続青瑣高議』のそれと密接な関わりを持つと思われる。誦芬室刻本の別集は、劉斧の死後に輯佚されたものにもとづこう。

『青瑣高議』は、同じく宋代に成立した『雲齋広録』・『緑窗新話』・『酔翁談録』と同一の性格を持った、『太平広記』とも『類説』とも異なる新たなタイプの類書として、さまざまなタイプの小説とその周辺の作品を収める書物である。このタイプの類書は、明代には、その後成立した長篇伝奇や白話の通俗小説をも収めるようになった。『青瑣高議』は、孫楷第により「通俗類書」と命名された一群の書物の源頭に立つ、中国の小説が文言から白話に発達する際に重要な役割を果たした書物のひとつであった。

キーワード：『青瑣高議』、張夢錫刻本、『続青瑣高議』、通俗類書

まえがき

北宋の劉斧が編集した『青瑣高議』は、上海古籍出版社の宋元筆記叢書に収められており、その「出版説明」で「一部包含有雜事、志怪和伝奇的筆記小説集」、「内有志怪、雜事、伝奇、以至論議、從内容看是比較龐雜的」とされる作品である¹。以下の議論と関係するので、まずこの執筆不記の「出版説明」から必要事項を摘記しておこう。

『青瑣高議』を著録するのは、晁公武の『郡齋読書志』巻三下と『宋史』芸文志巻五である。『郡齋読書志』は『青瑣高議』のみを、「十八巻、不題撰人、載皇朝雜事及名士所撰記伝、然其所書辞意頗鄙淺」と著録し、『宋史』芸文志は、「劉斧翰府名談二十五巻、又摭遺二十巻、青瑣高議十八巻」を著録する。両者の著録が一致するから、『青瑣高議』の原刊本が十八巻であったことに間違いはなさそうである。ただし、通行本の巻数はこれに一致しない。前集十巻・後集十巻・別集七巻からなっているからである。ちなみに『翰府名談』・『摭遺』とも、すでに散逸している。

* おおつか・ひでたか、埼玉大学教養学部教授、中国文学

¹ 1983年5月刊。原版は古典文学出版社、1958年6月刊。

魯迅の『唐宋傳奇集』は全八巻よりなるが、巻六以降の三巻を宋代の傳奇にあてており、その十三條中六條までを『青瑣高議』から採っている。魯迅はその編集後記にあたる「稗辺小綴」で以下のように論じ、この間の事情を説明している。

宋人即時有引青瑣摭遺者，疑即今所謂別集。宋志以為翰府名談之摭遺，蓋亦誤爾。

先の「出版説明」によれば、この説には根拠がなくもないという（有一定的根拠）。宋代の類書である『紺珠集』の総目に不著撰人の「摭遺」が挙げられており（本文では「拾遺」に作るという）、そこに通行本『青瑣高議』別集第四巻所収の「王榭」が収められているというのがそれである。だが、『紺珠集』が収める「摭遺」五條のうち、「王榭」以外の四條は通行本『青瑣高議』の別集に収められてはおらず、これも、『摭遺』を通行本『青瑣高議』の別集とみる決定的な証拠にはなりえないという。

さらに事情を複雑にしているのが、『紺珠集』と時を同じくして成立した宋代の類書『類説』に、『青瑣高議』とは別に『続青瑣高議』が八條収められている点である。しかも、後述のごとく『類説』は『翰府名談』と『摭遺』についても複数の佚文を収めていた。ちなみに『類説』は『太平広記』と異なり、原拠となる書物をまとめて収録するから、並挙される『青瑣高議』と『続青瑣高議』が一書であることはありえない。

『青瑣高議』の佚文を収める宋元の書物はこの二類書に限らない。こうした佚文を蒐集整理し、原本に近い最良の『青瑣高議』のテキストを作る、それこそが古典文学出版社（ならびに上海古籍出版社）の編集者の苦心した点だったに相違ない。

第一節 『青瑣高議』とその佚文を収める類書について

ひるがえって古典文学出版社本（ならびに上海古籍出版社本）の底本であるが、前・後・別の三集に分かれる「董氏誦芬室刻本（拋士礼居写本）」、魯迅のいう「近董康校刊士礼居写本」であった。だが、このテキストには当初から問題があった。誦芬室刻本以前に刊行された、「魯迅先生当年校録《唐宋傳奇集》所収本書各篇係用」の「明張夢錫刻本」と、銭南揚が『宋元戯文輯佚』の引用書目に挙げる「万曆刻本」の存在を知りつつ、それを底本としなかったからである（もっとも、「稗辺小綴」を読む限り、魯迅も「張夢錫刻本」を利用してはいないようである）。それゆえ次善の策として上海図書館善本部所蔵の明鈔本と清鈔本により誦芬室本を校訂することにした。だが、魯魚の誤りが多く、前集のみの明鈔本についてはこれを使用せず、別集を欠く清鈔本のみを校訂に使ったという。上海古籍出版社本はこの古典文学出版社本を襲用しつつ、程毅中が輯佚した『青瑣高議』（と『青瑣集』・『青瑣後集』ならびに『続青瑣高議』）の佚文、総計三十六條を補遺とした（古典文学出版社本に冠される「古典文学出版社編集部」名義の「出版説明」の執筆者も程毅中であつたらう）。では、輯佚作業と密接に関わる原刊十八巻本と通行本の関係について、程毅中はどのように認識していたのか。上海古籍出版社本の「青瑣高議補遺」に附される「程毅中跋」は、下記のごとく論ずる。なお、筆者のいう通行本と程毅中の今本は同

じ誦芬室刻本をさす。筆者がこれを通行本とよぶのは、後述のごとく張夢錫刻本が現存しており、たとえ内容にさしたる相違はなくとも、誦芬室刻本のみを今本とよぶのは不都合と考えるからである。

按首槌《類説》既収《青瑣高議》、《続青瑣高議》、又有《摭遺》、似非一書。僅《王榭》一篇、既見《青瑣高議》別集、又見《類説》、《紺珠集》之《摭遺》。但今本于《張浩》、《王榭》兩條下注明「新增」、則或非別集原有。且今本別集之《西池春遊》、《譚意歌》、亦見于《類説》本《青瑣高議》、似《類説》本已包括別集在內。尚有《泥子記》等三條、又《続青瑣高議》八條、均不見今本、蓋今本已非原貌。

では、ひるがえって『類説』における劉斧の著述の著録状況はどうなっているのか。

『類説』は巻四十六に「追虎碑」以下四十八條の『青瑣高議』ならびに「賢鷄君伝」以下八條の『続青瑣高議』を連続して収める。「安祿山」以下二十三條からなる『摭遺』は両者と離れた巻三十四に、「仁宗容諫」以下十五條からなる『翰府名談』は巻五十二に収められる。したがって、『類説』の収録状況により、『摭遺』が『青瑣高議』・『翰府名談』いずれの「摭遺」であったかを云々することはできない。しかも、『類説』本の『摭遺』二十三條、『翰府名談』十五條は、「王榭」一條を例外として、いずれも通行本の『青瑣高議』には含まれていない。魯迅が「青瑣摭遺」を引く宋人の書物を明示していない以上、『摭遺』が『青瑣高議』の「摭遺」であり、別集となんらかの関係にあるという魯迅の説は、無視してさしつかえあるまい。

次に、現存する『青瑣高議』の刊本ならびに写本について考えてみよう。先の「出版説明」は「張夢錫刻本」と「万曆刻本」を別の刊本とみている。だが、両者は同一の版本に相違ない。ひとつには、『中国古籍善本書目』が刊本として「明万曆張夢錫刻本」しか著録していないからであり、ふたつには、山口大学所蔵の徳山毛利藩旧蔵張夢錫刻本『青瑣高議』の「青瑣高議序」末に、「万曆乙未重春梓」とあり、万曆刊本と見られるからである（ちなみに張夢錫刻本の各巻巻頭には「元劉斧著 明張夢錫校」の文字が見えるが、元はもちろん宋の誤りである）。なお、万曆乙未はその二十三年（1595）にあたる。

ところで、『中国古籍善本書目』は遼寧省図書館蔵本によって「張夢錫刻本」を著録する。だが、その著録にはいささか不審な点がある。前集十巻・後集十巻・別集七巻からなり、前集の巻一至二、巻六至九の六巻が現存するとするのだが、山口大学蔵本は、誦芬室刻本の前集十巻・後集十巻に相当する、巻一から巻二十までの二十巻からなっているからである（目録も同様二十巻からなる）。張夢錫刻本が二種あれば別だが、『中国古籍善本書目』の遼寧省図書館蔵本の著録は、巻一至二、巻六至九の現存六巻により誦芬室刻本と同様の前集十巻・後集十巻・別集七巻からなる刊本を想定し、それによって著録をしたのではなかったか。ちなみに「稗辺小綴」はこの「張夢錫刻本」につき「前後集各十巻、頗難得」とするから、魯迅も実見には及ばなかったようだ。ひるがえって先の上海図書館善本部所蔵の明鈔本と清鈔本にも別集はなかった。さすれば誦芬室刻本の別集については、改めてその出自を検討する必要があるだろう。ちなみに山口大学所蔵の「張夢錫刻本」であるが、魯魚の誤りの非常に多い刊本であって、

現存最古の刊本とはいえ善本とはいいがたいものである。序末の「万曆乙未重春梓」の「重春梓」なども「春重梓」の誤刻であるかも知れない。仮にこの推定があたっているなら、「張夢錫刻本」には今は失われた原刊本があったことになろう（本文每半葉十行、每行十九字）。李小龍の『《青瑣高議》版本源流考』²によれば、この旧満洲国立中央図書館所蔵の遼寧省図書館蔵本は、かつて曹寅、富察昌齡、馬廉³の蔵書であったといい、巻首に残る目録により二十巻本であることは明らかという。また、これとは別の完本が台北の中央図書館に蔵されるという。

次に通行の誦芬室刻本『青瑣高議』の出自について検討しよう。

まず前集と後集だが、いずれも黄丕烈（1763～1825）所蔵の鈔本によったとおぼしい。前集の末尾に「此前集，鈔胥至今春始完。適養宿痾內室西廂，手校其誤。內有原本誤而鈔胥已拋文義改正，輒用朱筆識于旁，以存其旧。甲戌閏月復翁」是書後集先鈔成，因手校一過，中多空白，或係原来缺文，或係剗去有字处，或係墨塗難辨处，聊存此梗概已耳。癸酉除夕前二日校訖，復翁記」とあり、後集の末尾には「甲戌孟夏，友人取得《青瑣高議》下冊，乃後集十卷完具者。先以書名告余，余曰：「為何時鈔本？」友人云：「楮墨古拙，是為前明朝鈔。」因遣足取之，手校於臨写張初菴本上，實有勝是者；且疑張藏鈔本亦出自前明朝鈔本，特伝録時，文多一番脱誤校改耳。書以最先者為佳，信然。復翁。」……四月廿有四日復翁覆校記」と記す跋が附されているからである。甲戌・癸酉は、黄丕烈の生卒年に鑑み、嘉慶十九年（1814）と十八年（1813）とみられる。なお、復翁は黄丕烈の号である。

上記の跋を勘案すると、黄丕烈旧蔵鈔本前後集の成立過程はおよそ以下のようであったと推定される。

黄丕烈は癸酉の歳以前に張初菴所蔵の『青瑣高議』後集の鈔本を臨写させ⁴、除夕前二日までにそれに自ら校訂を加える作業を終えていた。黄丕烈は引き続き翌甲戌年の春から前集を鈔写させ、その後その誤りを正すとともに、原本の誤りを筆耕者が文義によって改正していたものについては、その傍らに朱筆で原本の文字を記し、原本の状況がわかるようにしておいた。この作業が終了をみたのが閏二月であった。ところが、同年の四月に友人から『青瑣高議』の下冊、後集十巻の鈔本を入手したとの知らせがあり、明鈔本らしいとのことだったのでそれを取り寄せ、すでに完成していた先の鈔本に再度手校を加えた⁵。黄

² 『文献』2008 - 1（2008年1月）に見える。以下で言及する李小龍の所説はすべてこれによる。

³ 魏建功・馬廉原編、大塚秀高再編の「不登大雅文庫劇曲小説目」（『中国古典小説研究』3、1997年12月）には「青瑣高議存十卷 明刻本 三冊 10」と「青瑣高議存九卷 明万曆刻本〔二十卷、題元劉斧、明万曆張楚錫刊⑧〕 六冊一函文禄 15 12」の二部が著録される。後者の、馬廉が文禄堂王文進から15円で購入し、その後北京大学が12円で購入した万曆張楚錫刻本（楚は夢の誤り）が現遼寧省図書館蔵本であろう。しからば、民国二十四年の段階では六巻でなく九巻が現存していたことになろう。

⁴ 李小龍は、前後集とも張初菴蔵本を鈔写したとし、呉晗の『江浙蔵書家史略』（中華書局、1981年1月）により、張初菴は張紹仁であるとする。

⁵ 李小龍は、陸心源を経て現在静嘉堂文庫の所蔵となっている未見の「士礼居写本」に代え、丁丙の跋が「抄黄堯圃蔵本」をいう現南京図書館蔵清紅葉山房抄本により、その校改の状況を「前集只幾处改抄誤的校筆，而後集十卷里，共有114处朱墨筆的校

丕烈の見立てによれば、張昞菴藏鈔本はこの明鈔本を伝録したもので、その際に脱誤が増えたものという。この作業が終了したのが「四月廿有四日」であったという。

ここで注意すべきは、通行本の後集巻五と巻十の末尾に、それぞれ「弘治乙丑歲臘月二十四日、竹野山齋謹録」ならびに「明嘉靖元年正月上元日、閩門外蕭安裝於太平橋之南塊、沈文辨之記」なる書き込みがあったことである。後者のいわんとするところはいまひとつ明らかでないが、弘治乙丑十八年（1505）の年末には巻五までが鈔写され、嘉靖元年（1522）に装丁がなされたといっているのなら、張夢錫刻本の刊行時期より「士礼居写本」のもとづくこの鈔本の鈔写時期の方が古かったことになる。ちなみに現存する鈔本の多くは下記のように張夢錫刻本より成立が古い。なお、李小龍は上引の竹野山齋は野竹齋の誤りで、沈と文の間には与の文字が脱しているという。したがうべきであろう。野竹齋は嘉靖の蔵書家沈与文、字辨之の齋名であった。この鈔本（以後は沈与文鈔本とよぶ）は現在所在が明らかでない。

沈与文鈔本と同時期に成った鈔本に、北京図書館所蔵の陳宝晋跋鈔本がある。この鈔本には「正徳十二年仲冬十三日録」の文字があり、「恵定宇手定本」・「恵棟之印」などの印記から、李小龍はこれを正徳十二年（1517）の鈔本で、恵棟、呉重熹、趙元方の旧蔵書だったとする。

さらに、以上の二鈔本より古い鈔本として、李小龍は北京図書館所蔵の「新增本」をあげる。李小龍によれば、この鈔本は前集巻一至五、後集巻一至八の十三巻からなる不全本であるが、各巻の首題に「新增」、「重増」などの文字を角書として冠しており、目録ならびに本文に「新增」の文字を散見させるうえ（ただし所収の諸條は通行本と同一）、本文第一葉第二行に「本家昨刊此書已盛行于世」云々⁶とあることにより、この書坊（本家）がこれ以前に前・後・別の三集編成でない刊本を刊行していたこと、通行本のごとき前・後・別の三集編成は本家第二次刊本に端を発するという。さらに、通行本では別集巻四所収の二條にのみ附される「新增」の文字が、前後集所収の複数の條に見え、なおかつそれらが宋代の類書では『青瑣高議』以外の劉斧の著述によるとされていることから、李小龍は進んで、「新增」と明記されない諸篇を含め、『青瑣高議』の増入はこのおりになされたとし、李劍国の『青瑣高議』の成立時期に関する考証⁷を否定し、熙寧年間（1068-77）の成立を妥当とする（所挙の這幾篇均為明人重編時増入，并不能作為成書の依拠。所以，其成書還当以熙寧年間為妥）。

さて、ここでようやく通行本別集の出自を検討する段となった。別集の巻末には漁洋山人跋が附されており、あたかもそれが王士禎（1634-1711）の旧蔵あるいはゆかりの鈔本であることを思わせる。だが、それに続く復翁黄丕烈の記によれば、漁洋山人の跋文は松崖先生少年時のものだという（案：此跋乃松崖

改」とする。

⁶ 李論文から下記に転引しておく。なお□は原缺一字という。「本家昨刊此書已盛行于世，惟恐日本文理訛舛，覽者詳焉。今得名公重加校正，并無一字差誤，増広詩詞□□□百余事，作前後別集，録木以刊行伝統□□□，伏幸詳鑒。」

⁷ 『中国古代小説百科全書』（中国大百科全書出版社、1993年4月）の「青瑣高議」の項。なお、『宋代志怪伝奇叙録』（南海大学出版社、1997年6月）などにも同様な記述が見える。

先生所録，余審其筆跡，乃渠少年時所書。復翁）。松崖先生とは、先の陳宝晋跋鈔本の旧蔵者であった恵棟（1697-1758）のことである。黄丕烈はこの藍格綿紙旧鈔本を蘇州玄妙觀前の冷攤で手に入れたといい（客歳元妙觀前冷攤，獲此藍格綿紙旧鈔本）、巻尾には「正徳年間（1506-21）鈔録」の文字があったが、友人の所有に帰したため、借りて手分けして写したという（巻尾有正徳年間鈔録字，且為松崖恵先生蔵本。惜已帰友人処，遂借帰分手録之）。だが、黄丕烈旧蔵鈔本による誦芬室刻本に「正徳年間鈔録」の文字は見あたらない。

李小龍は『増訂四庫簡明目録標注』⁸の記載により、この「士礼居写本」別集のもとづく鈔本を王士禎旧蔵鈔本と断じ、なおかつそれは方功恵旧蔵で上海図書館現蔵の清鈔本であるとする（筆者認為，上海図書館所蔵清鈔本《青瑣高議》就是王氏蔵本）。しかし、上海図書館現蔵の清鈔本は前後集のみからなり、別集がない。李小龍は方功恵跋の「為漁洋山人手筆，尤不易得」の文言によりこのように考えたのであろうが、黄丕烈の記（復翁記）は別集のみを対象としたものとみるべきで、正しくあるまい。むしろ同じ正徳年間の鈔本である陳宝晋跋鈔本の別集に「士礼居写本」別集のもとづいた王士禎旧蔵鈔本の可能性があろう。ただ陳宝晋跋鈔本は「緑格細緑口四周单边」⁹といい、黄丕烈のいう「藍格綿紙旧鈔本」と合致しない。上海図書館蔵鈔本の前後集と陳宝晋跋鈔本の別集がかつて王士禎旧蔵であったのかもしれないが、一方は清、他方は明と鈔写の時期の判定が異なる。よって、この問題についての結論は後日のこととしたい。

李小龍は『青瑣高議』を、明人が、劉斧の『青瑣高議』以外の著述によって「新增」したものとみている。それなら「新增」以外の部分の出自はどうか。「新增」とされる「張浩」にしても、同話こそ『緑窗新話』に見えるが、そこに出典の記載はなく、「新增」者がいかにしてそれを『青瑣高議』の佚條と知ったか、はなはだ疑問である。そもそも『緑窗新話』自体海内の孤本に近い稀書であった。別集の「新增」以外の諸條にしても、その多くは他書に同話が見あたらない。したがってそれらをいくつかの類書からの輯佚とみることも難しい。節を改め、『青瑣高議』の出版史について考えるゆえんである。

第二節 『青瑣高議』の出版史

『青瑣高議』の版本としては、前集十巻・後集十巻からなる誦芬室刻本（別集七巻については後述する）と万曆刊二十巻張夢錫刻本が知られる。この二つの版本の内容ならびに排列は同一とってよいが、前者は前後集各十巻に分け、後者は通巻二十巻とする。いずれにせよ、この二十巻相当部分が明の半ば以前にこの形で存在していたことは疑えない（以下ではこの部分を前後集二十巻とよぶ）。

とはいえ『郡齋読書志』や『宋史』芸文志が「青瑣高議十八巻」と著録するし、「新增本」の存在もあるから、この前後集二十巻を原『青瑣高議』とみなすことはできない。曾慥の『類説』が劉斧の作品として、『青瑣高議』四十八條の

⁸ 『増訂四庫簡明目録標注』（邵懿辰撰・邵章統録、上海古籍出版社、1979年7月新1版）には「振綺堂有漁洋山人所蔵鈔本」の記述があるが、李小龍は「王氏死後書籍散出，輾轉歸于同邑汪氏振綺堂，汪氏蔵書数世，終不能守，此書被蔣維基獲得……」とするが、方功恵旧蔵本に汪氏振綺堂の印記があるとはいわない。振綺堂は汪憲から汪遠孫にいたる一族四代に互る杭州の蔵書家の堂号である。

⁹ 『北京図書館古籍善本書目』（書目文献出版社、1987年）による。

ほか、『続青瑣高議』八條、『摭遺』二十三條、『翰府名談』十五條を収めることは既述した。このうち『青瑣高議』の四十三條が、上記の前後集二十卷所収のものとは一致する（残る五條のうち二條は別集に収められている）。『青瑣高議』前後集二十卷所収諸條の総数は、筆者によれば総計百二十三となる。したがってそのおよそ三分の二は『類説』本『青瑣高議』には見えないことになる。だが、前後集二十卷所収分で『類説』本の『続青瑣高議』以下所収のものとは一致するものはないから、『青瑣高議』が『続青瑣高議』・『摭遺』ならびに『翰府名談』のいずれからも独立した著述であって、湮滅した『続青瑣高議』以下が『青瑣高議』に吸収されることは原則としてなかったとみてよい。しからば巻数に問題はあっても、『青瑣高議』前後集二十卷を原『青瑣高議』の一部が欠けたもの（上記の五條などがそれ）、『類説』本『青瑣高議』を原『青瑣高議』のおよそ三分の一を節録して収めたものとみてよいのか。以下ではこの点をやや詳しく検討してみたい。

『青瑣高議』から話柄を引く書物は『類説』に限らない。南宋初期の成立とされる類書『新編分門古今類事』は、「青瑣高議」として八條、「青瑣」として十條、合わせて十八條の話柄を引くが、前後集二十卷分と一致するものは「青瑣高議」が四條、「青瑣」が二條に過ぎない。二條であっても前後集二十卷分と一致するから、「青瑣」を「青瑣高議」の略称とみることにはできる（別集と一致する條はない）。程毅中が残る総計十二條を『青瑣高議』の補遺に掲げたゆえんである¹⁰（程毅中は出典不記の「查道侍従」も「青瑣高議」の佚條ではないかと疑い、併せてこれを引くが、李小龍はこの判断を是認する）。この場合、当然通行の『青瑣高議』より多くの條を収める『青瑣高議』の存在を暗黙の前提とすることになる。

『新編分門古今類事』と同じく類書に分類される『錦繡万花谷』にも「青瑣」が三條、「青瑣集」が二條引かれ、いずれも『青瑣高議』前後集二十卷所収のものとは一致する。『四庫全書總目提要』は、無名氏自序を根拠に、『錦繡万花谷』の成立を南宋の孝宗淳熙年間（1174-1189）、当初の構成を前集四十卷・後集四十卷・続集四十卷とし、別集三十卷は後人の続増したものとす。したがうべきであろう。ひるがえって先の「青瑣」三條、「青瑣集」二條であるが、すべて『錦繡万花谷』の前集に見えている。一方、『錦繡万花谷』の別集には「青瑣高議」から三條が引かれる（いずれも通行本『青瑣高議』前集所収のもの）。この事實は、『錦繡万花谷』前集編輯時には「青瑣」ないし「青瑣集」が参照されたが、『錦繡万花谷』別集編輯時には「青瑣高議」が参照されたことを意味するのかも知れない。だが、『青瑣高議』を著録する最初の書目『郡齋讀書志』の編者晁公武は南宋の紹興二年（1132）の進士というし、『類説』に『青瑣高議』が収められていたことに鑑みれば、それが劉斧の死後間もない12世紀の初めまでに出版されていたことは疑えない。

それでは、11世紀後半の、劉斧生前ないし死後間もない時期における彼の著述、とりわけ後日『青瑣高議』の名で知られることになる著述の名称はどんな

¹⁰ 李劍国の前掲『宋代志怪伝奇叙録』によれば、『新編分門古今類事』所収の『青瑣高議』佚條はもう一つあるという。これに限らず、類書からの輯佚には遺漏がまぬかれない。以下に挙げる数字は筆者自身の調査によったものであるが、同様の虞がある。あらかじめお断りしておきたい。

っていたのか。詩話の類書ともいえる阮閱の『詩話総亀』には、『青瑣高議』前後集二十卷関連條が「青瑣高議」ではなく「青瑣集」・「青瑣(瓊)後(后)集」として引かれている。『詩話総亀』所引の「青瑣集」三十五條、「青瑣(瓊)後(后)集」五條のうち、『青瑣高議』前後集二十卷分と一致するものは「青瑣集」の二十六條である(他に内容は一致するが出典不記の條が二つある)。程毅中は、残る「青瑣集」九條から五條(程毅中の引く六條のうち一條は後集卷一の「胡僧善相」と同じものである)、「青瑣(瓊)後(后)集」五條のすべてを「青瑣高議補遺」に掲げる¹¹(程毅中が「青瑣集」の残る四條を省いた理由は不明)。ちなみに阮閱は元豊八年(1085)の進士であった。

「青瑣集」はよいとしても、『青瑣高議』前後集二十卷と共通の條が一つもない『詩話総亀』の「青瑣(瓊)後(后)集」には、それを『青瑣高議』の一部とみなす確かな根拠はない。だが、「青瑣(瓊)後(后)集」を「青瑣集」と無関係なものとするのはできまい。むしろ『詩話総亀』によって推定される当時の「青瑣集」・「青瑣後集」の収録状況と、『青瑣高議』前後集二十卷のそれとが一致しない点が着目され検討されるべきであろう。それこそが、通行本『青瑣高議』、とりわけその前後集二十卷部分が、当初の姿をそのまま受け継いだものでないことを端的に示しているように思われるからである。

南宋・魏慶之の詩話『詩人玉屑』にも「青瑣」から三條、「青瑣集」から一條が引かれ、その各一條が『青瑣高議』前後集二十卷に見える。だが、そのこと以上に注目される点がある。「青瑣」の残る二條中の一條が『類説』本『続青瑣高議』の「桃源三夫人」だったことである。これと同様な状況は、歳時記の類書であり、同じく南宋末の成立を推定される陳元靚の『歳時広記』にも見える。

『歳時広記』には「青瑣高議」が一條、「青瑣高議」が二條引かれる。「青瑣高議」は「青瑣高議」の誤刻とみてよい。なぜなら、その二條が、前集卷一「李相」と後集卷四「龔球記」に相当するからである。問題とすべきは、「青瑣高議」が出典とされる「入桃源」が、『詩人玉屑』の場合と同様、『類説』本『続青瑣高議』の「桃源三夫人」に一致し、通行の『青瑣高議』には見えない点にある。このことは、北宋時(少なくとも『類説』成立当時)にあっては『青瑣高議』とは別書であった『続青瑣高議』が、南宋末までには『青瑣高議』に吸収されていた可能性を示唆しているからである。この頃までに『続青瑣高議』は滅んでいたのかもしれない。

ここで、これまで述べてきたところにもとづき、いささか推測を交えつつ、『青瑣高議』の出版史につき論じてみたい。

劉斧は「青瑣集」とその続編「青瑣後集」を世に送った後、三編を編集した。初編出版時には続刊を予定しておらず、ためにこれを前集と銘打っていなかったこともあり、三編出版に際してはシリーズの名称を改めることとし、初二編の「数百篇」¹²から精選し、その一部に評論を加え、統合再編して十八巻としたものを『青瑣高議』、三編の予定だったものを『続青瑣高議』として出版することにした(初二編から『続青瑣高議』に移したのもあったようだ)。この一連の変更は劉斧が発意したものであって、「青瑣(集)」・「青瑣後集」と『青瑣高議』

¹¹ 筆者の使用した『詩話総亀』は国立中央図書館蔵本を影印した広文書局本である。

¹² 劉斧が資政殿大学士孫副枢に依頼した「青瑣高議序」には、「劉斧秀才自京來杭謁予。吐論明白，有足稱道。復出異事数百篇，予愛其文，求予為序」とある。

の関係は、瞿佑の『剪灯録』と『剪灯新話』のそれに類するものだったとみてよかろう。だが、『続青瑣高議』は『類説』に一部引用されて後その姿を消し、十八巻本の『青瑣高議』も間もなく同じ道を辿ったと推定される。劉斧の生前に刊行された可能性のある『青瑣高議』関係の出版物はおそらくここまでであったろう。

ひるがえって『続青瑣高議』が『青瑣高議』の続集と認識されていたのなら、劉斧以外の人物がこれに続けて別集刊行を企てても不思議はなかろう。前・後・続の次は別と決まっている。その結果、劉斧の遺作や十八巻本編集の際に捨てられたり、劉斧のすでに湮滅した著述に収められていた諸條が集められたりし、新たに刊行されることになった。それが通行本の別集（あるいはその原型）であった可能性はあろう。問題はその時期である。通行の前後集二十巻分が十八巻原刊『青瑣高議』にもとづき新增されたものであり、その成立時期が明の半ば以前である可能性は高い。通行本別集の成立がこれ以後であることに間違いはないが、「新增本」に見える書坊の広告文のみを根拠に、この鈔本の成立以前に別集が刊行されていたとみなすことはできない。「新增本」が出版に至らず現在まで残された版下用の鈔本である可能性も否定はできないからである¹³。いずれにせよ、通行本の別集が劉斧自身の手になった可能性はまずあるまい。また、劉斧から数世紀を経た、劉斧と無縁の後人による輯本である可能性も、所収諸條の同話を類書の類に見いだせない以上、否定せざるをえない。

第三節 『青瑣高議』の文学史上に占める位置

ここで話題をかえ、『青瑣高議』がいかなる書物だったかについていささか考察してみたい。

陳文新はその『文言小説審美発展史』において、宋代伝奇の重要な選集として、『青瑣高議』・『雲齋広録』とともに『緑窗新話』と『酔翁談録』を挙げる¹⁴。しかも『夷堅志』の扱いがはなはだ小さく、目次にはその名が見えない。だが、こうした扱いは異色であって一般的なものとはいえない。多くの研究者は『緑窗新話』や『酔翁談録』を重要な伝奇の選集とすることに躊躇を覚え、『夷堅志』についてもそれ相応のスペースを割くであろう。たとえば、程毅中はその『宋元小説研究』のなかで、『青瑣高議』・『雲齋広録』・『夷堅志』にそれぞれ一章を割くが、『緑窗新話』の名は章の下位の節に見えるに過ぎず、『酔翁談録』にいたっては目次のどこにもその名がない¹⁵。しかし、陳文新はあえてそうしようと

¹³ 李小龙によれば、新增本は「它是嚴格按照刊刻本的規制抄写的，四周文武欄，双魚尾，黒口，半頁九行，行十八字……」という、一般の鈔本とは様相の異なる鈔本であった。しかも、新增本には別集が残っていない。

¹⁴ 第十五章「宋代伝奇小説」の三「幾部重要選集」による。武漢大学出版社、2000年10月。

¹⁵ 『青瑣高議』は第三章、『雲齋広録』は第四章、『夷堅志』は第五章で取り上げられる。『緑窗新話』は章の下位の節で、「通俗化伝奇小説と《緑窗新話》」として取り上げられている（江蘇古籍出版社、1998年2月）。ちなみに秦川の『中国古代文言小説総集研究』（上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社、2006年4月）は、第二章「《太平広記》之後的其他宋元文言小説総集」の四「溝通古代文言和通俗“橋梁”的小説総集」で『青瑣高議』と『緑窗新話』に、五「《酔翁談録》及宋代其他小型文言小説総集」で『酔翁談録』に言及するが、『雲齋広録』には触れない。

はしなかった。

筆者は陳文新の意気込みに共感を覚えるものである。だが、陳文新の意見に同意することはできない。筆者も上記の四選集、『青瑣高議』・『雲齋宏録』・『緑窗新話』・『酔翁談録』に同じ匂いを感じる。だから一括して扱うことには賛意を表したい。だが、伝奇小説集としてではなく、通俗類書として扱うべきと考える。

通俗類書とは、孫楷第が日本の東京で「発見」した一群の書物に与えた名称である。「在明時蓋極普通。諸体小説之外、間以書翰、詩話、瑣記、笑林、用意在雅俗共賞。因在當時為通俗類書、不受重視、故今所存者至少」と概括される内容を持つとされ、その『日本東京所見小説書目』巻六に『京台新鏤公餘勝覽国色天香』・『新刻芸窗彙爽万錦情林』・『重刻増補燕居筆記』・『増補批点図像燕居筆記』が著録された。これと同類・同時代の書物としては『選鏤騷壇摭粹麝麝譚苑繡谷春容』（以下では『繡谷春容』と略称する）ならびに『新刻増補全相燕居筆記』がある。通俗類書についてはかつて論じたことがあるが¹⁶、以下では『繡谷春容』により、その構成を紹介しておくことにしたい。

『繡谷春容』は上下二層本である。上記の通俗類書もおおむね上下二層の構成をとる。唯一の例外は『増補批点図像燕居筆記』であるが、これも一卷から九巻までと下之一巻から十三巻までからなっており、本来上下二層本であったものを巾箱本とする際に変更したものと推定される。「上」にあたる前半が九巻、下が十三巻分であるのは、上下の比率がおおよそ九対十三であったことの反映であろう。なお、二層本には『八能奏錦』のごとき戯曲の選本や『英雄譜』のごとく『三国志演義』と『水滸伝』を上下に並べたものもある。また、明代には三層本も出版され、小説のそれは評林本といわれた。

『繡谷春容』の上層は「芸窓清玩」、下層は「騷壇摭粹麝麝譚苑」と銘打たれ、それぞれ次頁のように構成されていた。

明代の通俗類書の上層または下層（『繡谷春容』の場合は上層）には、主に、かつて孫楷第が「不文不白之『詩文小説』（因以詩文拼成、今姑名之為詩文小説）」ないし「明人詩詞散文相間之通行小説」といい、筆者が「長篇伝奇」と命名した¹⁷作品が収められている。『繡谷春容』は「呉生尋芳雅集」・「龍会蘭池録」・「劉熙寰覓蓮記」・「申厚卿嬌紅記」・「白潢源三妙伝」・「李生六一天縁」・「祁生天縁奇遇」・「辜輅鍾情麗集」の八作品を収めるが、他の明代通俗類書に収められるものをあわせれば、長篇伝奇には都合十四の作品が数えられる¹⁸。こうした長篇伝奇の成立時期は、最も早い「申厚卿嬌紅記」で元、最も遅い『情義奇姻』で明の万暦年間であるから、本論が対象とする宋代の通俗類書にこうした作品は収められていない。なお、明の万暦期以降には、『繡谷春容』のごとき通俗類書

¹⁶ 「明代後期における文言小説の刊行について」（東京大学東洋文化研究所『東洋文化』61、1981年3月）を参照のこと。この拙論には謝碧霞女史による中訳、「明代後期文言小説刊行概況」がある（『書目季刊』19-2・3、1985年9・12月）。

¹⁷ 註16の拙論を参照されたい。筆者は唐宋の伝奇より長いことにより長篇伝奇と命名したが、陳益源は白話の長篇小説と比較すれば中篇であると、これらを中篇伝奇とよぶ（『元明中篇伝奇小説研究』、華芸出版社、2002年6月）。

¹⁸ 註16の拙論を参照されたい。陳益源の『元明中篇伝奇小説研究』は通俗類書未収の作品もあわせ、総計十六の作品を扱う。

とは別に、長篇伝奇のみを収める選本も存在していた。『風流十伝』や『花陣綺

	芸窓清玩	騷壇摭粹嚼麝譚苑
卷一	呉生尋芳雅集 全	瓊章摭粹 名家詩 67 璣囊摭粹 名媛詩 63
卷二	龍会蘭池全録 聯芳楼記	詩余摭粹 名家詞 35 彤管摭粹 名媛詞 23 擊筑摭粹 名士歌 20 彤管摭粹 名媛歌 13
卷三	劉熙寰覓蓮記 上	游翰摭粹 賦 26
卷四	劉熙寰覓蓮記 下 柳耆卿翫江楼記	新話摭粹 81
卷五	申厚卿嬌紅記 全	新話摭粹 95
卷六	白潢源三妙伝 全	嘉言摭粹 22 垂世教言 15 附録 11
卷七	李生六一天縁 上	寓言摭粹 20 (伝)
卷八	李生六一天縁 下	稗編摭粹 5 (伝) 怡耳摭粹 12 (伝他)
卷九	祁生天縁奇遇 上	微言摭粹 31 (文・論)
卷十	祁生天縁奇遇 下 古杭紅梅記	微言摭粹 27 (篇他)
卷十一	辜輅鍾情麗集 上	微言摭粹 6 (対) 文選摭粹 18 (話・制・表・奏・疏・判) 瑣言摭粹 12
卷十二	辜輅鍾情麗集 下 玉壺冰 東坡仏印二世相会	文苑英華 41 (詔・檄他) 奇聯摭粹 24 (対・聯他)

言』がそれである¹⁹。ちなみに、長篇伝奇は、宋代の盛り場の演芸である「説話四家」の一つである「小説」にもとづき白話の短篇小説が誕生してゆくのと並行し、文人の机上で白話の長篇小説が創作されてゆく過程で生まれた作品と筆者は考えている。

閑話休題、『繡谷春容』の上層所収の作品から長篇伝奇を除けば、「聯芳楼記」・「柳耆卿翫江楼記」・「古杭紅梅記」・「玉壺冰」・「東坡仏印二世相会」が残る。『繡谷春容』では、これらの作品は、上層に余白を生じさせないための調整の役割を持たされているようにみえる。だが、同じ通俗類書でも、たとえば『国色天

¹⁹ この点についても註16の拙論を参照されたい。

香』では上層の巻八から巻十に、『万錦情林』では上層の巻一から巻三にこうした作品がまとめて収められており、早期の、長篇伝奇を取り込む以前の通俗類書にあっては、こうした作品がより広いスペースを占めていた可能性が想定されなくもない。なお、上記五作品のうち、「聯芳樓記」は瞿佑の『剪燈新話』巻一に収められる伝統的な伝奇作品であったが、「柳耆卿翫江樓記」と「東坡仙印二世相会」は同内容の作品が『古今小説』に収められる、白話の短篇小説であった²⁰。

明代の通俗類書から長篇伝奇を取り去ってその構成を見渡した時、陳文新が一括して宋代伝奇小説の重要な選集としてあげた四作品中の『緑窗新話』を除く三作品、『青瑣高議』・『雲齋広録』・『酔翁談録』にその構成が類似していることに気づこう。例えば、通行本『青瑣高議』の前集は、魯迅が『唐宋伝奇集』に収録した作品以外に、巻一などに瑣記を、巻五・巻九には詩話を収めていたし、『雲齋広録』は、巻四以降に伝奇を、巻三以前に士林清話ならびに詩話録を収めていた。『雲齋広録』の場合、逸話・詩話と伝奇が前後半に截然と分かれている点が目を引く。明代通俗類書の上下二層構造の萌芽が認められなくもないからである。『青瑣高議』では両者は混在しているが、通行本『青瑣高議』は既述のごとく再編本であった。

『酔翁談録』の場合、序文にあたる舌耕叙引（甲集巻一）を除けば、収録作品はおよそ三種類に分けられる。第一は、己集巻二の遇仙奇会、辛集巻一以降の神仙嘉会類・負約類・負心類・夤縁奇遇類・題詩得遇類・重円故事・不負心類・重円故事（再出）・離妻復合がそれであって、これが伝奇にあたる。第二は、乙集巻二から戊集巻二までの婦人題詠・宝臆妙語・花衢実録・花衢記録・嘲戯綺語・煙花品藻・煙花詩集と庚集巻一の閨房賢淑で、逸話・詩話に相当する。ただし、『酔翁談録』は『青瑣高議』や『雲齋広録』と異なり、士大夫ならぬ女性、とりわけ妓女のそれに重点を置く点が異色である。第三は、『青瑣高議』や『雲齋広録』にはないもので、甲集巻二の私情公案、乙集ならびに己集のいずれも巻一に収められる煙粉歎合、さらに庚集巻二の花判公案がそれである。これらはいずれも駆け落ちなど男女の色恋沙汰をめぐる裁判事件を扱っている。だが、事件の経緯そのものより裁判官による粹な判詞に焦点が当てられている点に特色がある。私情公案・花判公案と公案を銘打つが、そこに収められる諸條に甲集巻一舌耕叙引の「小説開闢」に挙げられる「公案」の演目と一致するものはなく、「説話四家」の一つである「小説」、就中「公案」との関係はとりあえず否定される。

そもそも『酔翁談録』は甲から癸までの十集それぞれが二巻から構成されているが、これは明代通俗類書の上下二層構造に通ずる。のみならず、『酔翁談録』にはこれまで論じてきた羅燁の『酔翁談録』以外に、これに先んずる金盈之の八巻本『酔翁談録』があった。金本『酔翁談録』は、名公佳製・栄貴要覧・京城風俗記・瓊闥異聞・禪林叢録・平康巷陌記などからなっており、内容は羅本と異なる。かくのごとく同名の書が複数存在する状況は、「重刻増補」・「増補批点図像」ならびに「新刻増補」の三種が現存する『燕居筆記』のそれを思わせ

²⁰ この点については拙論「話本と『通俗類書』——宋代話本へのアプローチ」（『日本中国学会報』28、1976年10月）を参照されたい。ちなみに、『青瑣高議』所収の作品には白話の短篇小説と同様の七字の副題がつけられていた。

る。しかく『青瑣高議』・『雲齋広録』・『酔翁談録』はいずれも明代の通俗類書の先蹤といってよい性格を持った書物であった。これらの作品は宋代の通俗類書として一括して扱われるべきである。

では『緑窗新話』はどうか。筆者がかつて論じたごとく、『繡谷春容』巻四・五の下層に収められる「新話摭粹」は、万暦版『緑窗新話』ともいえるものであった²¹。したがって、『緑窗新話』は通俗類書のパーツといつてさしつかえないものであった。ちなみに『緑窗新話』154 則中 122 則が「新話摭粹」と共通であるのみならず、『緑窗新話』の残る 32 則中 11 則までが、『繡谷春容』巻一所収の「璣囊摭粹」に含まれていた。

小 結

中国古代の文言小説、とりわけ唐代以前の志怪・伝奇小説の研究においては、類書が欠かせない。これは、木版印刷術が普及する以前には、書物は写本の形でごく小数が伝わるにすぎなかったことと深く関わっている。書物の成立時期が遡れば遡るほど、原著の分身たる写本の数が少なければ少ないほど、テキスト湮滅の可能性は高まる。したがって、一部分ではあってもその片鱗をとどめている『太平広記』のごとき類書が熱い眼差しを浴びることになった。魯迅が『古小説鉤沈』を編纂したゆえんである。しかし、宋代以後に成立した書物については、印刷術の普及とともに、それ以前の時代に比しそれが現存する確立が高まった。ために宋代以後に成立した、宋代以後の作品を主な収録対象にする類書については、研究者の関心も薄れ、類書の原本を尊重しない引用のありかたゆえ、むしろこれを軽視する風潮が強まった。しかし、小説のごとき大雅之堂に登らぬ作品が単行される機会が急激に増加したはずはなく、あいかわらず類書に収められるか否かがその伝世の大きな要素となっていたと思しい。そうした気風のなかで、小説とその周辺の作品を主な収録対象とする新たな類書が生まれた。新たな類書は、それまでに存在した、小説に関わりを持つどの類書とも形態を異にするものであった。『太平広記』は原拠とした書物を細分し、『類説』は原拠となる書物をまるごとダイジェストした。新たな類書は『類説』から一步を進め、ジャンルごとに作品を集めるとともに、詩話のごとき新ジャンルのものや、『世説新語』の系譜を引く逸話集を加え、最終的には妓女の色恋沙汰にまで収録作品の間口を広げた。もとよりこうした作品も『太平広記』に収められていなかったわけではない。だが、それは貞節といった当時であって尊重されるべき要素を持った作品にとどまる。宋代の新たな類書は、そうした道徳的な要素の有無によるのではなく、関係者の言行の粹と否とが当該作品を収録するに際しての重要な要素となった。この新たな類書は、明代後期に上下二層本の体裁をとって複数出版された通俗類書から、元代以降に成立したジャンルの作品、長篇伝奇等を除いたものに酷似していた。宋代の新たな類書の一つである『酔翁談録』には上下二層本の痕跡も見受けられる。『青瑣高議』が劉斧以外の作者によって書かれた作品を収録しているのも²²、それが個人の著述と

²¹ 拙論「『緑窗新話』と『新話摭粹』——万暦時代の『緑窗新話』」（『日本中国学会報』30、1978年10月）を参照されたい。

²² 前集巻二に台州刺使竇弘餘の「広謫仙怨詞」、巻五に魏陵張実子京の「流紅記」、巻六に亳州秦醇子履の「温泉記」、巻七に寺丞丘濬の「孫氏記」、譙川秦醇子復の「趙飛

異なる作品であることを示していよう。『青瑣高議』・『雲齋廣録』・『醉翁談錄』ならびに『綠窗新話』については、これを宋代の通俗類書とみなし、今後は正當にその果たした役割を評価してゆくべきであろう。

中国小説史の研究には類書と叢書の研究が欠かせない。本論はその類書に関する部分についてのみ述べた。今後は可及的速やかに中国小説史と叢書の関係について論じたいと考えている。

宋代的通俗類書

——就《青瑣高議》の構成、内容而言

大塚秀高

《青瑣高議》版本，除通行的誦芬室刻本外，還有明萬曆年間所刊之張夢錫刻本二十卷，然現有之《青瑣高議》校本中，卻未使用此全本或是早於張夢錫刻本之鈔本。此現狀須有所改變，而著錄藏於遼寧省圖書館的張夢錫刻本殘本之《中國古籍善本書目》的記載亦有問題。

通行本《青瑣高議》前後集二十卷，是屬於以最初劉斧所編輯之《青瑣集》、《青瑣後集》為底本，其後重新編纂而成之十八卷本此系統之書，而十八卷本之刊行與《續青瑣高議》之刊行有著密切關係。至於誦芬室刻本之別集，則應是於劉斧亡故後，以其輯佚作品為底本而成。

《青瑣高議》與同為宋代作品之《雲齋廣録》《綠窗新話》《醉翁談錄》同屬一類，其不同於《太平廣記》與《類說》，作為一新型態之類書，其蒐集各式各樣類型之小說和其相關作品。至明代，此類型之類書中亦收有較晚成立的長篇傳奇或白話通俗小說。《青瑣高議》可說是孫楷第所謂的通俗類書此一系列書籍之源頭，亦為中國小說從文言發展至白話過程中發揮重要作用的書籍之一。

關鍵詞：《青瑣高議》、張夢錫刻本、《續青瑣高議》、通俗類書

燕別伝」、卷八に南燕龐覺從道の「希夷先生伝」、卷十に淇上柳師尹の「王幼玉記」、歐陽參政の「王彦章画像記」、後集卷六に錢希白内翰の「桑維翰」、卷八に丹邱蔡子醇述の「甘棠遺事後序」が、別集卷二に譙郡秦醇子復の「譚意歌」、卷三に錢希白内翰の「越娘記」が収められる。なお、亳州秦醇子履と譙川ないし譙郡の秦醇子復は同一人であろう。